

○岡山県准看護師試験委員条例

昭和二十七年七月一日
岡山県条例第五十七号

〔岡山県准看護婦試験委員条例〕をここに公布する。

岡山県准看護師試験委員条例

(平一一条例一〇・平一四条例一七・改称)

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十五条の規定に基き、この条例を制定する。

(定数)

第一条 准看護師試験委員(以下「委員」という。)は、十五人以内とする。

(昭三〇条例九・昭三七条例一四・平一一条例一〇・平一四条例一七・一部改正)

(委員)

第二条 委員は、医師、看護師、県職員及び学識経験のある者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。但し、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員に職務遂行上支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があつたときは、知事は、前項の規定にかかわらず、これを解任し、又は解嘱することができる。

(昭三七条例一四・平一一条例一〇・平一四条例一七・一部改正)

(その他)

第三条 この条例に規定するものの外、委員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(昭三七条例一四・旧第四条線上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三七年条例第一四号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に岡山県准看護婦試験委員の職にある者の任期は、この条例による改正後の条例第二条の規定にかかわらず、昭和三十八年三月三十一日をもつて満了するものとする。

附 則(平成一年条例第一〇号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において岡山県准看護婦試験委員である者は、施行日においてこの条例による改正後の岡山県准看護婦・准看護師試験委員条例第二条第一項の規定により岡山県准看護婦・准看護師試験委員として任命され、又は委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第二項の規定にかかわらず、その者の岡山県准看護婦試験委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成一四年条例第一七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第三条の規定による改正前の岡山県准看護婦・准看護師試験委員条例に基づく岡山県准看護婦・准看護師試験委員である者は、施行日において同条の規定による改正後の岡山県准看護師試験委員条例第二条第一項の規定により岡山県准看護師試験委員として任命され、又は委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第二項の規定にかかわらず、その者の岡山県准看護婦・准看護師試験委員としての残任期間と同一の期間とする。